

議案第 1 2 9 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 職員の給与改定に伴い、令和 2 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの間に退職する者の退職手当の基本額に係る経過措置を講じる必要があるので、本案を提出する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1条を加える。

（令和2年1月1日から同年3月31日までの間に退職する者の退職手当の基本額に係る経過措置）

第12条 令和2年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）

に退職し、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年11月世田谷区条例第47号。以下「一部改正給与条例」という。）及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年11月世田谷区条例第48号。以下「一部改正幼稚園教育職員給与条例」という。）による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。

2 特定期間に退職し、第7条の4第1項の規定の適用を受ける者（同項各号の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、一部改正給与条例及び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

3 特定期間に退職し、第9条第2項の規定の適用を受ける者（同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。